

案件名称	令和7年度 就学時健康診断器具滅菌 業務委託(中央区ほか6区)(概算契約)
------	--

仕 様 書

大阪市教育委員会事務局

仕様書

1 業務名称

令和7年度 就学時健康診断器具滅菌業務委託（中央区ほか6区）（概算契約）

2 履行期間

契約日～令和8年3月31日（火）

3 履行場所

本市指定場所 「実施校及び滅菌器具一覧」（別紙1）参照

4 滅菌器具及び予定数量

・耳 鏡：2,538本 ・鼻 鏡：4,138本 ・歯 鏡：7,769本 ・舌圧子：2,095本

上記、数量については、概算数量であり、本市の都合により増減することがある。

5 受注者の責務

- (1) 滅菌を実施する際には業務責任者を常時配置し、その氏名を発注者に報告すること。
- (2) 発注者が必要と認めた場合は、立ち入り検査に応じること。
- (3) 受注者は、発注者の信用を失墜させる行為をしてはならない。

6 実施方法

(1) 健康診断器具の点検及び滅菌

受注者は、契約後、学校から回収した健康診断器具（以下「器具」という。）の安全性及び不具合等の点検を行った上で、高圧蒸気滅菌等必要な作業工程により滅菌すること。

(2) 納品

受注者は、学校から回収した器具を滅菌し、無菌状態で学校に納品すること。

(3) 回収及び納品日の日程調整

滅菌は、健診前滅菌と健診後滅菌のいずれか1回を学校が選択する。

基本的に健診前滅菌であれば健診実施日の7日以上前（土日祝日を含まない。）を回収希望日に、健診後滅菌であれば健診実施日より7日以内（土日祝日を含まない。）を回収希望日に設定する。契約後、「就学時健康診断 器具滅菌処理 日程・数量一覧表」（別紙2）を発注者が作成し、受注者へ電子メールにて通知する。

受注者は、健診前滅菌であれば健診実施日の2日以上前（土日祝日を含まない。）を納品日に、健診後滅菌であれば回収日より7日以内（土日祝日を含まない。）を納品日に設定した上で、一番早い回収日の2日前（土日祝日を含まない。）までに任意様式の一覧表をウィルスチェックのうえ、発注者へ電子メールにて提出すること。

発注者から各学校へ回収日及び納品日を通知し、日程に不都合がある場合には、各学校から又は発注者を通して受注者宛てに連絡するので、受注者は健康診断が円滑に行えるよう最大限努力して日程調整を行い、その変更結果を発注者へ報告する。

なお、上記の回収及び納品の期限については、納品先である学校が了承した場合は、この限りで

はない。

(4) 回収及び納品方法

回収及び納品時には、器具名・器具別数量等を明記した「受領書」及び「納品書」を各学校に渡し、受領印またはサインを徴すること。

また、器具を入れた梱包に貼付及び梱包内に封入されている「就学時健康診断 健診器具 送付表」(別紙3)の記載内容と内容物の種類及び数量が合致しているかを、滅菌前かつ回収した翌日中(土日祝日は除く。)に必ず確認し、相違があればその時点で該当の学校へ連絡すること。

器具は、30本以下の数量で滅菌パックし、専用ボックスに入れて配送すること。また、滅菌パックは二重にする等配送中に破損しないようにすること。

(5) 回収及び納品時間

各学校への回収及び納品は土日祝日を除く午前9時から午後4時までに行うこと。

7 器具の破損、滅失の報告

受注者は、回収、滅菌及び配送中に器具を破損、滅失した場合は、発注者並びに該当の学校に報告すること。明らかに受注者の責に帰すべき場合は、現物をもって補償すること。

8 消耗器材等

器具の回収、滅菌及び配送に必要な人員、器材、用紙等は全て受注者の負担とする。また、この業務について仕様書又は契約条項に明示されていない事項でも、受注業務の性質上当然必要なものは受注者の負担とする。

9 本契約における予定数量と支払いについて

契約時における予定数量については概数であり本市の都合により増減することがあるため、予定数量に器具ごとの単価を乗じ、消費税等相当額を加えた金額での概算契約とする。

業務完了後、実施数量に「内訳表」(別紙4)記載の器具ごとの単価を乗じ、消費税等相当額を加えた金額を確定金額とする。

「内訳表」(別紙4)単価等の記載については業者決定後に記載することとする。

10 報告書等の提出

(1) 「受領書」「納品書」…回収及び納品時(各学校宛て)

配送について、運送業者を利用する場合、「受領書」は運送業者指定の伝票の控えに代えることができる。「納品書」は、運送業者を利用する場合であっても、受注者が作成すること。なお、「納品書」には少なくとも、納品先の学校名、納品日、器具名、器具別数量、受注者の所在地、名称、連絡先及び受取欄(または備考欄、余白)を設けること。

(2) 「器具の破損・滅失報告書」…器具の破損・滅失時(該当の学校及び発注者宛て)

様式は指定しないが学校名、納品日、器具名、器具別数量、受注者の所在地、名称、連絡先及び備考欄を設けること。

(3) 「業務完了報告書」…業務完了時(発注者宛て)

受注者の所在地、名称、契約者名をもって業務が完了した旨を書面で報告すること。その書面には、回収日、納品日及び器具別数量を記載すること。

11 その他

- (1) 契約後の本仕様書の解釈については、発注者の解釈に従うこと。なお、この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方が協議して定める。
- (2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。

12 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所 3階
大阪市教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
保健体育グループ 電話番号 06-6208-9141

NO	区	学校名	耳鏡	鼻鏡	齒鏡	舌圧子	合計
1	中央	玉造小学校	140	140	278	0	558
2	中央	南大江小学校	0	200	398	200	798
3	中央	中大江小学校	90	130	260	90	570
4	中央	高津小学校	30	30	0	0	60
5	中央	南小学校	50	50	100	0	200
6	中央	開平小学校	108	112	220	0	440
7	中央	中央小学校	0	0	137	0	137
8	西	西船場小学校	150	150	300	150	750
9	西	日吉小学校	255	261	480	247	1,243
10	西	九条南小学校	0	0	0	0	0
11	西	九条東小学校	0	0	0	0	0
12	西	九条北小学校	0	80	140	0	220
13	西	本田小学校	0	200	250	0	450
14	西	明治小学校	64	64	126	63	317
15	西	堀江小学校 (西学舎)	0	100	200	100	400
16	西	堀江小学校	0	220	420	220	860
17	大正	三軒家西小学校	40	40	80	0	160
18	大正	泉尾東小学校	0	0	0	0	0
19	大正	中泉尾小学校	60	60	120	0	240
20	大正	北恩加島小学校	64	65	60	0	189
21	大正	南恩加島小学校	0	0	0	0	0
22	大正	鶴町小学校	0	0	0	0	0
23	大正	泉尾北小学校	50	50	50	0	150
24	大正	平尾小学校	0	0	0	0	0
25	大正	三軒家東小学校	60	60	110	0	230
26	大正	小林小学校	30	30	60	30	150
27	浪速	栄小学校	0	0	39	0	39
28	浪速	難波元町小学校	10	70	140	70	290
29	浪速	大国小学校	0	0	0	0	0
30	浪速	敷津小学校	0	0	0	0	0
31	浪速	塩草立葉小学校	0	0	240	0	240

NO	区	学校名	耳鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子	合計
32	浪速	浪速小学校	0	80	198	0	278
33	住之江	粉浜小学校	22	48	100	50	220
34	住之江	北粉浜小学校	0	0	0	0	0
35	住之江	住之江小学校	0	60	60	60	180
36	住之江	加賀屋小学校	0	0	0	0	0
37	住之江	住吉川小学校	0	102	240	100	442
38	住之江	加賀屋東小学校	60	60	60	0	180
39	住之江	安立小学校	0	0	0	0	0
40	住之江	敷津浦小学校	0	0	0	0	0
41	住之江	新北島小学校	0	59	68	0	127
42	住之江	平林小学校	25	25	50	0	100
43	住之江	南港光小学校	14	30	60	0	104
44	住之江	南港桜小学校	20	100	200	0	320
45	住之江	清江小学校	0	0	0	0	0
46	住之江	南港みなみ小学校	30	70	159	0	259
47	住吉	東粉浜小学校	0	0	0	0	0
48	住吉	住吉小学校	100	99	200	0	399
49	住吉	長居小学校	91	91	91	90	363
50	住吉	依羅小学校	100	100	200	0	400
51	住吉	墨江小学校	100	100	200	100	500
52	住吉	遠里小野小学校	0	0	111	0	111
53	住吉	清水丘小学校	10	81	3	0	94
54	住吉	南住吉小学校	0	0	296	0	296
55	住吉	大領小学校	115	98	0	0	213
56	住吉	苺田小学校	150	150	149	149	598
57	住吉	山之内小学校	0	0	83	0	83
58	住吉	苺田南小学校	80	80	159	81	400
59	住吉	苺田北小学校	80	90	150	100	420
60	住吉	大空小学校	0	0	33	0	33
61	西成	天下茶屋小学校	0	50	100	0	150
62	西成	岸里小学校	18	33	33	33	117

NO	区	学校名	耳鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子	合計
63	西成	玉出小学校	51	50	50	0	151
64	西成	千本小学校	60	60	120	0	240
65	西成	橘小学校	60	60	120	61	301
66	西成	長橋小学校	51	50	50	51	202
67	西成	北津守小学校	30	30	0	0	60
68	西成	南津守小学校	70	70	68	0	208
69	西成	まつば小学校	0	50	100	50	200
70	西成	新今宮小学校	0	50	50	0	100
			2,538	4,138	7,769	2,095	16,540

就学時健康診断 健診器具 送付表

〇〇会社 御中

学校名 【 担当者名・電話番号・行政区・市費学校コード 】
大阪市立大阪小学校 【 〇△・06-6208-9141・北区・×××××××× 】

回収希望日	健診器具			
	耳鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子
令和〇年△月□日 (×)	95 本	0 本	95 本	95 本

----- 切り取り線 -----

就学時健康診断 健診器具 送付表

〇〇会社 御中

学校名 【 担当者名・電話番号・行政区・市費学校コード 】
大阪市立大阪小学校 【 〇△・06-6208-9141・北区・×××××××× 】

回収希望日	健診器具			
	耳鏡	鼻鏡	歯鏡	舌圧子
令和〇年△月□日 (×)	95 本	0 本	95 本	95 本

※切り取り線でお切りいただき、業者へ渡す際、器具を入れた梱包の外へ貼付されるとともに、封入もしてください。

内訳表

	単価 (税抜)	数量	単価(税抜)×数量
耳鏡	円	2,538 本	円
鼻鏡	円	4,138 本	円
歯鏡	円	7,769 本	円
舌圧子	円	2,095 本	円
業務委託料総額 (税抜)			円
消費税及び地方消費税相当額			円
業務委託料総額 (税込)			円

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種類ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 当該業務委託に係る**部品の取替作業及び、機器調整**
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること